

四日市市告示第31号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市茶業振興センターの指定管理者を次のように定める。

令和5年1月27日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 令和4年12月26日
- 2 公の施設名 四日市市茶業振興センター
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アクティオ株式会社
 - (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
- 4 指定期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日

(商工農水部農水振興課農業センター)